

第3回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月1日（木）13:30～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野賃金室長	<p>それでは定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和6年度第3回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、2名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは栗山部会長よろしく願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>それではただ今から、令和6年度第3回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定」についてです。</p> <p>まずは、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは説明します。</p> <p>資料No.1（1ページ）、岐阜県公表の「毎月勤労統計調査結果」5月分です。</p> <p>次に資料No.2（3ページ）、「令和6年度地域別最低賃金審議にかかる参考データ【追加】」です。</p> <p>こちらについては、後ほど労働基準部長より説明いたします。</p> <p>以上となります。</p>
中村労働基準部長	<p>続きまして私から資料のNo.2の説明をさせていただきます。</p> <p>3ページ目以降、「令和6年度地域別最低賃金審議にか</p>

	<p>かる参考データ【追加】」をご覧ください。</p> <p>こちらの資料については、前回の専門部会において公益委員からお尋ねがあり作成したものです。</p> <p>まず4ページ目の中小企業比率です。岐阜、愛知、全国を比較した資料が使用者側より提出がございましたが、その他の県の数値も確認されたいとのことで、近隣の三重、滋賀及び最低賃金額に近い富山、長野の数値を追記いたしました。</p> <p>続いて5ページ目をご覧ください。前回の専門部会で事務局作成の資料として消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」に関連した項目7つについて、岐阜と全国の指数の推移の資料をお示ししましたが、これを総括するものとして「食料品」の項目があるのではないかと公益委員よりお尋ねがありましたので、岐阜、全国及び愛知の消費者物価指数のうち「食料」の項目の数値を整理したものでございます。下の方に参考として「食料」に含まれる項目を列挙しております。</p> <p>続いて6ページ目をご覧ください。同じく前回の専門部会の事務局作成資料で最低賃金額の推移について、愛知、三重と比較した資料をお示ししましたが、全国加重平均と比較した場合にどのような推移になるのかお尋ねがございましたので、こちらの資料を作成いたしました。棒グラフは金額の推移、折れ線グラフは両者の乖離を示しており、全国加重平均との乖離が拡大しているという状況にございます。</p> <p>7ページ目は、賃金の引上げ率を47都道府県で並べた資料がございましたので6ページの資料に関連するものとしてお付けいたしました。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました資料について、御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。</p>

	まず、労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
栗山部会長	それでは、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山部会長	次に事務局で全国の結審状況を把握していれば説明をお願いします。
安藤室長補佐	本日までに結審している局はございません。
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当部会では、本日結論が出せることを期待しております。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは前回の専門部会におけるそれぞれの御意見を確認してみたいと思います。</p> <p>まず労働者側は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品をはじめとする物価高が続く中で、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは非常に厳しい状況にあるということ。 ・岐阜県は近隣県、具体的には三重県、愛知県、静岡県、滋賀県と比較して最低賃金が低く地域間格差がある。2003年頃の格差は小さかったが、その後格差は拡大している。労働力流出を含めそのような状況は埋めなければいけないということ。 ・連合のリビングウェイジに基づく、岐阜県において労働者が健康で文化的な生活をするために必要な賃金額は、自動車保有なしで最低1,050円であるということ。 <p>といった御意見がありました。</p> <p>引上げ額につきましては、最低限の労働者の生活を守り地域間格差を埋める必要があるということから、岐阜県に</p>

において労働者が健康で文化的な生活をするために必要な賃金額である自動車保有なしの1,050円と現在の岐阜県最低賃金950円との差額100円に愛知県と岐阜県の最低賃金の差額77円を加算して、177円引上げの1,127円を要望されております。

これに対し使用者側は、

- ・中小企業は厳しい状況にあるが、ある程度大きな企業も同様に最低賃金の引上げは厳しい状況にある。色々な職種やパート比率を考えていかないといけないということ。
- ・最低賃金を引上げるということは正社員の給料も引上げるということに繋がってくるということ。
- ・医療機関等、価格転嫁ができない業種があるということ。
- ・人手不足は給料だけではなく色々な要素が絡んでいるので、最低賃金だけの問題ではないのではないかとということ。
- ・岐阜県は下請け、中小企業が多いので支払能力が厳しい企業が多いということ。

といった御意見がありました。

引上げ額につきましては、令和6年賃金改定状況調査結果の第4表③Bランクの賃金上昇率は、最低賃金を決定するにあたっての3要素を総合的に表す数値であるということから、この数値の2.9%を用いまして、現在の岐阜県最低賃金950円に2.9%を乗じ、28円引上げの978円との御意見でした。

このように労使の主張には、まだまだ大きな隔たりがあります。本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言しておきたいということがございましたら、お伺いいたしますがいかがでしょうか。

まず、労働者側委員からお願いいたします。

栗本委員	特にございません。
栗山部会長	続きまして、使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより、公労、公使で個別にお話をお伺いしたいと思います。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。</p> <p>事務局から連絡事項をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
栗本委員	<p>部会長、よろしいでしょうか。</p> <p>二者協議につきましては、今回は公使の方から先にお願いできないでしょうか。</p>
栗山部会長	それは何かご理由がございますか。
栗本委員	特に理由はございませんが、毎回公労の労から始まりますので、今回は使用者側の方を先にとということでございます。
栗山部会長	使側委員はいかがですか。公使から始めるということで。
澤村委員	特に問題ございません。それで結構です。
栗山部会長	わかりました。では、そのようにさせていただきます。

平野賃金室長	<p>それでは、それぞれの控え室の方に待機をお願いします。</p>
<p>(各側との個別協議)</p>	
栗山部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺いましたので、その内容について、御報告いたしたいと思えます。</p> <p>まず、最初に使用者側から御意見をお伺いしました。</p> <p>使用者側の提案としましては、日商の中小企業の賃金改定に関する調査（令和6年6月5日）の中で、パート・アルバイトの時給が3.88%の賃上げであったということで、プラス36円、986円の提案がなされました。</p> <p>それに対して、労働者側からは、事務局でまとめていただいた、消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」に関連した項目7つに係る物価上昇率のデータを提示されまして、岐阜の物価上昇率の平均が7.65%、全国の物価上昇率の平均が6.75%、岐阜の方が1.133倍高いということで、全国を目安額50円に1.133倍をかけ算しまして、56円プラス、1,006円という提案がありました。</p> <p>そこで、更に御意見をお聞きして詰めていきましたところ、使用者側から第2回目の提案としまして、連合岐阜の賃上げの集計結果、岐阜で300人未満の中小の賃上げ率が4.47%ということで、42円プラスの提案がありました。これで992円の提案となります。</p> <p>それに対して労働者側からは、同じ連合のデータではありますが、連合の有期・短時間・契約等労働者第6回の回答集計結果（令和6年6月5日）の時給加重平均の引き上げ率が5.74%ということで、55円プラスの提案、金額としては1,005円の提案がありました。</p> <p>更に審議を進めまして、3回目の提案として使用者側からは目安額が50円ということで、50円プラスの1,000円</p>

	<p>の提案がありました。</p> <p>これに対して、労働者側から色々検討をしていただいたのですが、目安プラス1円の51円、1,001円という提案がありました。</p> <p>そういった御主張、御提案がありました。1円という差ですが、これ以上の歩み寄りには難しいといった状況になりました。</p> <p>それぞれの御主張に対して、御意見、御質問等がありましたら、この場でお伺いしたいと思いますが、まず労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>目安は50円ということでございますが、目安ではなくプラス1円でも上げて低廉な賃金で働く方に寄与する賃金になればと思います。</p>
栗山部会長	<p>それでは、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>使用者側としては、中央でなされた目安50円、ぎりぎりの総意の意見として主張をさせていただきました。以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。労働者側、使用者側から十分に御意見をお聞きして審議を尽くしてまいりましたが、労使の主張には、1円ではございますが隔たりがありまして最終的な合意というところには至りませんでした。</p> <p>そこで公益委員として協議をいたしましたので、その見解を示したいと思います。</p> <p>公益委員の見解としましては、</p> <p>中央最低賃金審議会、目安小委員会の公益委員の資料として、消費者物価指数「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率というものが出されております。その全国平均として5.4%という数字が示されております。岐阜の物価を考えますと、事務局でまとめていただいたように、もっと全国</p>

	<p>よりは高いのではないかという数値もございますが、この全国の 5.4% という数字で、今の岐阜の最低賃金 950 円を考えると、51.3 円という数字になります。</p> <p>中小企業が厳しい状況というのは我々も十分理解はしておりますが、その労働者の生計、そういった物価上昇というのが、かなり今厳しい状況にあるということを考えまして、その両者の御意見の中で目安プラス 1 円の 51 円、1,001 円を提案させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、本日の審議はここまでといたしまして、労使とも一度持ち帰って御検討いただきたいと思います。そして次回の専門部会で結論を出すということにしたいと思えますが、いかがでございましょうか。</p>
各側委員	異議なし。
栗山部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのように進めてまいりたいと思えます。</p> <p>公益委員といたしましては、是非前向きな御判断をいただいて、全会一致となることを期待しております。</p> <p>続きまして議題 2 「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野賃金室長	予定している議題はありません。
栗山部会長	<p>それでは、本日の専門部会は、これをもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の専門部会は、8月5日（月）午前9時30分から、この会場で開催いたします。</p> <p>それでは長い時間どうもお疲れ様でした。どうもありがとうございました。</p>